

「次世代育成支援対策推進法」に基づく学校法人福山大学 一般事業主行動計画

学校法人福山大学の教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい、ワークライフバランスのとれた環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：次世代育成支援及び男女共同参画に寄与するための意識の高揚・啓発を図る。

<対策>

- 前回の策定に引き続き、令和5年4月から令和10年3月の間、検討、周知、啓発を行い、計画達成に努める。

目標2：次世代育成支援のための教職員からの相談に適切に対処するよう努める。

<対策>

- 前回の策定に引き続き、令和5年4月から令和10年3月の間、具体策の検討、周知・啓蒙、具体策の実施を行い、計画達成を図る。

目標3：教職員の年次有給休暇取得の促進に努める。

<対策>

- 業務の効率化を推進し、教職員の年次有給休暇取得状況を把握することにより、年次有給休暇の計画的取得を促進する。特に年次有給休暇が年10日以上付与されている教職員に対し、付与日から年度内の年次有給休暇日数のうち5日については、大学等が当該教職員の意見を聴取のうえ年次有給休暇の時季を指定して付与させるなど取得促進に努める。